

児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十四号

児童福祉法等に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法等に基づく過料に関する条例（平成十八年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十二条の七、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第百十五条第一項及び第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）以下「難病患者医療法」という。）第五十一条の規定に基づく過料について定める。	（趣旨） 第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十二条の六、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）以下「障害者総合支援法」という。）第百十五条第一項及び第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）以下「難病患者医療法」という。）第四十七条の規定に基づく過料について定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。